

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公表番号】特表2009-541089(P2009-541089A)

【公表日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-047

【出願番号】特願2009-516449(P2009-516449)

【国際特許分類】

B 27 N 3/00 (2006.01)

B 27 N 3/06 (2006.01)

B 27 D 1/10 (2006.01)

【F I】

B 27 N 3/00 D

B 27 N 3/06 A

B 27 N 3/06 B

B 27 D 1/10 N

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月18日(2010.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

木をベースとする製品を製造するための方法において、該方法は木をベースとする材料の1以上の片に接着剤系を施与すること及び該1以上の片を或る材料の1以上のさらなる片と接合させることを含み、該接着剤系は、澱粉を含む一の成分及びアミン基又はアミド基を含む1以上のポリマー(P)を含む別の成分を含み、該2つの成分は別々の成分として木をベースとする材料に施与される方法。

【請求項2】

該2つの成分が、木をベースとする材料に施与される第一成分として及び施与される第二成分として互いに逐次的に施与される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

施与される第一成分が1以上のポリマー(P)を含み、施与される第二成分が澱粉を含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

1以上のポリマー(P)を含む、施与される第一成分が、施与の後であって、澱粉を含む第二成分が施与される前に乾燥される、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

澱粉：1以上のポリマー(P)の重量比が約1：2～約100：1である、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

澱粉：1以上のポリマー(P)の重量比が約2：1～約20：1である、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

木をベースとするチップを接着剤系と混合すること及び該チップを接合することを含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 8】

木をベースとする製品がチップボード、パーティクルボード、若しくはファイバーボード又は配向されたストランドボードである、請求項1～7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 9】

接着剤系をシート状の材料に施与すること及びそれをさらなるシート状材料と接合することを含む、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 10】

1以上のポリマー(P)：チップの重量比が、約1：100～約1：10である、請求項7に記載の方法。

【請求項 11】

1以上のポリマー(P)が、一級アミン基又はアミド基を含む、請求項1～10のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 12】

1以上のポリマー(P)が、ポリビニルアミン、ポリ(ビニルアルコール-コ-ビニルアミン)、ポリ(ビニルアルコール-コ-ビニルホルムアミド)、ポリアリルアミン、ポリエチレンイミン、及びポリビニルホルムアミドの群に属する、請求項1～11のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 13】

接着剤系が、アセトアセトキシ基を含む1以上のポリマー(P1)を含む、請求項1～12のいずれか1項に記載の方法。

【請求項 14】

請求項1～13のいずれか1項に記載の方法により得られ得る木をベースとする製品。

【請求項 15】

澱粉を含むーの成分及び、アミン基又はアミド基を含む1以上のポリマー(P)を含む別の成分を含む接着剤系において、該2つの成分が混合されていない別々の成分として存在する接着剤系。

【請求項 16】

澱粉：1以上のポリマー(P)の重量比が約1：2～約100：1である、請求項15に記載の接着剤系。

【請求項 17】

澱粉：1以上のポリマー(P)の重量比が約2：1～約20：1である、請求項15又は16に記載の接着剤系。

【請求項 18】

1以上のポリマー(P)が、一級アミン基又はアミド基を含む、請求項15～17のいずれか1項に記載の接着剤系。

【請求項 19】

1以上のポリマー(P)が、ポリビニルアミン、ポリ(ビニルアルコール-コ-ビニルアミン)、ポリ(ビニルアルコール-コ-ビニルホルムアミド)、ポリアリルアミン、ポリエチレンイミン、及びポリビニルホルムアミドの群に属する、請求項15～18のいずれか1項に記載の接着剤系。

【請求項 20】

接着剤系が、アセトアセトキシ基を含む1以上のポリマー(P1)を含む、請求項15～19のいずれか1項に記載の接着剤系。

【請求項 21】

木をベースとする製品を製造するための請求項15～20のいずれか1項に記載の接着剤系の使用。